

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入(以下「諸収入金」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(督促)

第2条 市長は、諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。

(延滞金の徴収)

第3条 市長は、諸収入金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定による督促をしたときは、当該諸収入金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、諸収入金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行し、同日以後に徴収する延滞金額に

ついて適用する。ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算およびすでに発付した督促状に対する督促手数料については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成18年条例74号〕)

(相模原市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の廃止)

- 2 相模原市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和31年相模原市条例第22号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(城山町の編入に伴う経過措置)

- 5 城山町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和31年城山町条例第8号。以下「旧町条例」という。)の規定に基づき発せられた督促状に係る督促手数料については、なお旧町条例の規定の例による。

- 6 編入日前に旧町条例の規定により課した諸収入金に係る延滞金のうち、編入日前の期間に対するものの額の算定については、なお旧町条例の規定の例による。

附 則(昭和43年3月30日条例第20号)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第3条の規定は、施行日以降に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち、同日前の期間に対応するものについては、なお

従前の例による。

附 則(昭和45年6月29日条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例第3条および相模原市奨学金条例第13条に規定する納期限または返還すべき日の翌日がこの条例の施行の前であるものの延滞金額の計算については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年12月20日条例第28号)

- 1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。
- 2 改正後の相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金のうち、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月30日条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日条例第18号)

この条例は、平成12年1月1日から施行し、延滞金のうち同日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月25日条例第74号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成25年10月1日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(以下「新延滞金徴収条例」という。)第3条第1項及び附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市奨学金条例(以下「新奨学金条例」という。)第14条第1項及び附則第2項の規定、第3条の規定による改正後の相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項及び附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例第12条第1項及び附則

第 2 項の規定、第 5 条の規定による改正後の相模原市介護保険条例第 1 2 条(延滞金の割合に係る部分に限る。)の規定、第 6 条の規定による改正後の相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例第 1 6 条第 1 項及び附則第 2 項の規定、第 8 条の規定による改正後の相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例第 1 3 条第 1 項及び附則第 2 項の規定、第 9 条の規定による改正後の相模原市後期高齢者医療に関する条例第 6 条(延滞金の割合に係る部分に限る。)の規定、第 1 0 条の規定による改正後の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例第 1 6 条の 2 第 1 項及び附則第 2 項の規定並びに第 1 2 条の規定による改正後の相模原市地域医療医師修学資金貸付条例第 1 4 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 新延滞金徴収条例第 3 条第 3 項の規定、新奨学金条例第 1 4 条第 3 項の規定及び第 7 条の規定による改正後の相模原市認定外道路管理条例第 9 条(延滞金の徴収に係る部分に限る。)の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。

附 則(令和 2 年 1 0 月 2 8 日条例第 5 9 号)

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。